



平成 26 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 シンワアートオークション株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎
(JASDAQ・コード2437)
問合せ先 経理部長 益戸 佳治
電話番号 03-5537-8024
(<http://www.shinwa-art.com/>)

ストック・オプション（新株予約権）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 6 月 9 日開催の取締役会において、平成 25 年 11 月 25 日に発行した第 10 回新株予約権の全部を無償で取得し、これを消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 新株予約権を取得及び消却する理由

第 10 回新株予約権は、当社従業員が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼とし、中長期的な株主価値の増大と報酬とを連動させ、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社従業員に対し、ストック・オプションとして発行したものであります。しかしながら、このところの当社株価の低迷により、第 10 回新株予約権発行要項中の「新株予約権の取得に関する事項（注）」に該当したため、平成 26 年 6 月 9 日開催の取締役会にて当該新株予約権を当社が無償で取得し、これを消却することを決議いたしました。

（注）平成 25 年 11 月 8 日公表の「ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」

II. 5.（5）をご参照ください。

「本新株予約権の割当日から 6 ヶ月後の応答日より 1 ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 月間（当日を含む直近の 21 本邦営業日）の平均株価（1 円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の 100%（1 円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。」

2. 第 10 回新株予約権の概要

- | | |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| (1) 発行した新株予約権の数 | 2,300 個 |
| (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 230,000 株 |
| ※ 当社は平成 25 年 12 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。 | |
| (3) 新株予約権の割当日 | 平成 25 年 11 月 25 日 |
| (4) 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| (5) 新株予約権の行使期間 | 平成 27 年 11 月 25 日から平成 30 年 11 月 24 日まで |

3. 取得及び消却の内容

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 取得する新株予約権の数 | 2,300 個 |
| (2) 新株予約権の取得価額 | 無償 |
| (3) 新株予約権の取得日及び消却日 | 平成 26 年 6 月 30 日 |

4. 今後の見通し

本決議による新株予約権の消却が当社業績に与える影響は軽微であります。

以上